

大気環境モニタリング測定局（地点）の配置基準の方向性について

1. 基本的考え方

大気汚染の態様及び対応策の変化を踏まえ、必要性が薄れた測定項目は測定局（測定地点を含む。以下同じ。）の数を合理化し、一方、必要性が残っている又は高まっている測定項目は測定局数を充実する。

平成17年度よりモニタリング補助金が廃止され税源移譲されることに伴い、各地方公共団体においてその裁量を活かしつつ、最低限必要なモニタリングが行われることを担保するための定量的な基準とする。

仔細にわたる技術的な基準とはせず、総合的な判断に基づく明解な基準とする。

2. 測定局の性格

大気環境モニタリングの目的は以下のとおり。

- 環境基準の適合状況の把握
- 特定発生源による短期高濃度の把握
- 大気汚染防止対策の効果の確認
- 大気環境管理の推進
- バックグラウンド濃度の把握

これを以下のとおり分類する。

- (1) 大気汚染による健康リスクの評価・管理のため、地域全体の大気汚染状況を把握する「代表的測定局」(上記の、 、 に合致)
- (2) 特定の発生源の監視など特殊な目的のための「特異的測定局」(上記の、 に合致)

3. 測定局配置基準の方向性

(1) 測定局配置基準の性格

地域全体の大気汚染状況を把握するのに必要な最低限の目安として位置づける。そして、地域の実情（発生源の態様、地形等）を踏まえ、必要に応じ、測定局を増加させるべきものとする。

(2) 対象とする大気環境モニタリング

(a) 範囲

今回は、代表的測定局の配置基準を策定する（特異的測定局の配置については、この基準に関わらず別途判断されるべきものとする。）。

現在の自動車排出ガス測定局は、特異な例（車道局）を除き、代表的測定局の範疇に入っているとみなす。

有害大気汚染物質やダイオキシンの係る「発生源周辺」や「沿道」における測定点も、特殊な場合を除き、代表的測定局の範疇に入っているとみなす。

(b) 区分

第 1 群

人の健康への直接的、短期・長期的な影響が懸念される大気汚染物質（SO₂, NO₂, SPM, O_x, CO）。

第 2 群

人の健康への間接的な影響が懸念される大気汚染物質（NMHC(VOC)）

第 3 群

継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれのある大気汚染物質（ベンゼン等の有害大気汚染物質、ダイオキシン）

(3) 測定局配置基準の内容

(a) 大気汚染物質は人の健康に着目したものであるので、「人口当たり」の配置基準とすることを原則とする。

(b) 人口密度が極めて大きな大都市部も考慮し、「人口当たり」の配置基準に代えて「居住可能面積当たり」の配置基準を適用しても良いこととする。

(c) 各測定項目ごとの環境濃度の状況（環境基準の達成の有無、環境濃度レベル）によって、配置基準に差を設けることとする。

(d) 健康に与える影響形態が異なる第 1 群、第 2 群、第 3 群とでは、配置基準に差を設けることとする。

(e) 測定局の総数が現在よりも著しく減少することのないような配置基準とする。